

託送供給等特例認可申請書

令和4年9月20日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業運発第1号

令和4年9月20日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	供給場所	受電場所	同上
		供給場所	同上
供給電力	同上		
供給電圧	同上		
電気方式及び周波数	同上		
料金その他の供給条件の内容	同上		
供給開始年月日及び有効期間	同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和4年台風14号により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、令和4年9月18日に高知県の全ての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（令和4年9月18日以降、台風14号により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含みます。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用いたします。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和4年8月（支払期日が、災害救助法適用市町村またはその隣接市町村に該当した日以降となるものに限ります。）、9月、10月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和4年7月1日実施。以下「託送供給等約款」といいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長いたします。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除いたします。

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除いたします。

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除いたします。

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除いたします。

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）(5) および 63（通信設備等の施設）(6)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

7 供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，託送供給等約款によるものといたします。

添付書類

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和4年台風14号により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、令和4年9月18日に高知県の全ての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、被災された電気の使用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により託送供給等約款以外の供給条件を設定する必要がある、特例認可申請を行なうものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村（令和4年9月20日現在）

・高知県の34市町村

（高知市，室戸市，安芸市，南国市，土佐市，須崎市，宿毛市，土佐清水市，四万十市，香南市，香美市，安芸郡東洋町，安芸郡奈半利町，安芸郡田野町，安芸郡安田町，安芸郡北川村，安芸郡馬路村，安芸郡芸西村，長岡郡本山町，長岡郡大豊町，土佐郡土佐町，土佐郡大川村，吾川郡いの町，吾川郡仁淀川町，高岡郡中土佐町，高岡郡佐川町，高岡郡越知町，高岡郡梶原町，高岡郡日高村，高岡郡津野町，高岡郡四万十町，幡多郡大月町，幡多郡三原村，幡多郡黒潮町）

2 隣接する市町村

・徳島県の3市町村

（三好市，那賀郡那賀町，海部郡海陽町）

・愛媛県の9市町村

(四国中央市，新居浜市，西条市，上浮穴郡久万高原町，西予市，宇和島市，
北宇和郡鬼北町，北宇和郡松野町，南宇和郡愛南町)

以 上